

平成 30 年 7 月豪雨災害に係る岡山県災害廃棄物処理実行計画(概要版)

第 1 章 被災の状況

住家被害状況（平成 30 年 9 月 25 日時点） [単位：棟]

全壊棟数	半壊棟数	一部損壊	床上浸水	床下浸水	合計
4,841	3,117	1,059	2,925	5,982	17,924

第 2 章 基本方針

- 処理主体**：市町村（市町村による処理が困難であると認められる場合は、事務の委託により県が処理を代行する。）
- 処理期間**：発災後 2 年間で処理完了を目指す。（ただし、損壊家屋の解体・撤去の進捗等を踏まえ適宜見直す。）
- 処理方法**：円滑かつ迅速に処理することを原則としつつ、平常時と同様に再使用、再生利用、熱回収、適正処分という順位により処理を行い、環境負荷の大きい焼却処分及び最終処分量を可能な限り少なくする。また、県内処理を基本とし、目標期間内での処理完了が困難な場合は、県外広域処理や仮設処理施設の設置も検討する。

第 3 章 処理実行計画

第 1 節 災害廃棄物の発生推計量

災害廃棄物発生推計量 岡山県全体 約 30 万トン

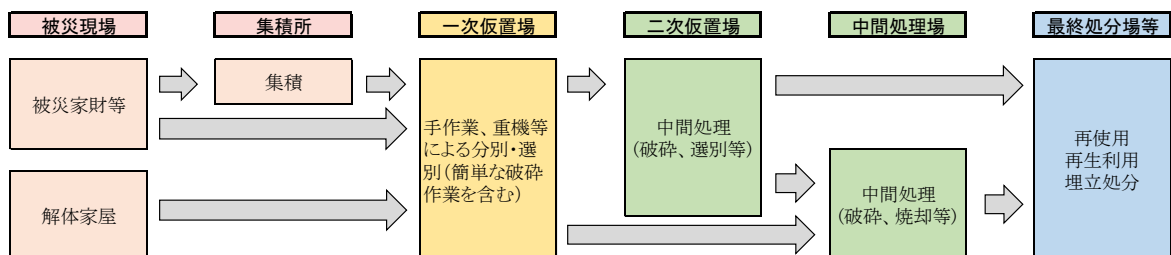
(※ 8 月 3 日公表数値 約 41 万トン)

第 2 節 災害廃棄物処理の基本的事項

○役割分担

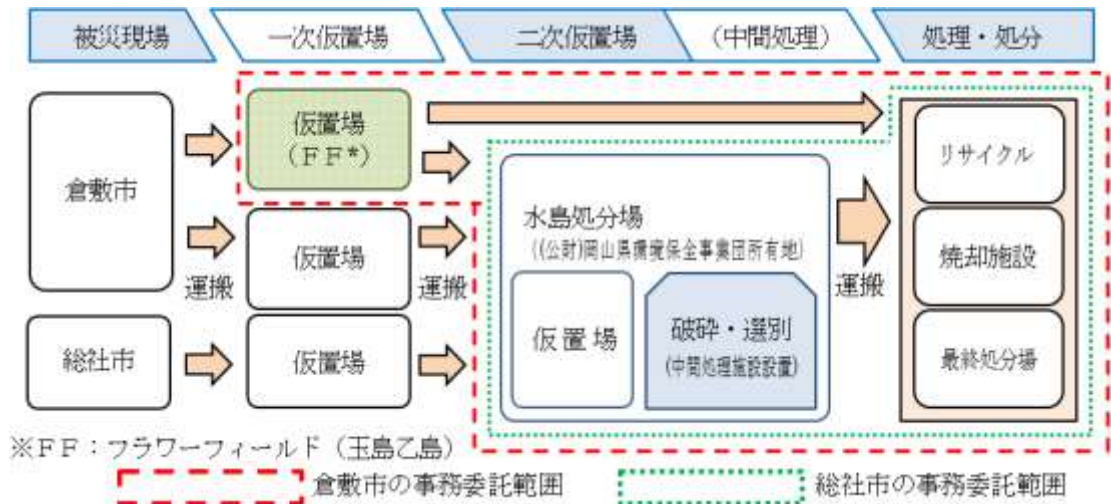
市町村の役割	県の役割
災害廃棄物の処理主体 ○被害の把握 ○市町村災害廃棄物処理実行計画の策定 ○災害廃棄物の処理 ○仮置場の設置・運営 ○住民への広報、啓発 ○国庫補助金の申請 など	市町村の支援、関係機関との連絡、調整 ○組織体制等の確立 ○関係機関との協力・支援の調整 ○県災害廃棄物処理実行計画の策定 ○市町村に対する技術的援助 ○災害廃棄物処理の進捗状況の把握 ○市町村による処理が困難な場合における災害廃棄物の処理事務の受託 など

○災害廃棄物処理工程（イメージ）



第3節 事務の委託

- 概要：市町村による処理が困難な事務については、地方自治法に基づく事務委託を受けて県が処理を行う。
- 受託対象市町村：倉敷市、総社市（現時点）
- 受託処理量：218,500t（倉敷市 207,400t、総社市 11,100t）
- 処理方法：（公財）岡山県環境保全事業団の水島処分場に中間処理施設（破碎・選別）を設置し、当該施設を基軸として県内廃棄物処理施設等を活用し、適正かつ円滑・迅速な処理を行う。
- 事務委託の範囲（イメージ）



第4節 処理スケジュール

項目	平成30年												平成31年			平成32年						
	7	8	9	10	11	12	1	...	12	1	2	3	4	5	6	7						
災害廃棄物処理実行計画策定			■																			
一次仮置場 (搬出、撤去)	■ 搬出・撤去																					
二次仮置場運用 (破碎・選別等)			■ 運営										■ 撤去・原状回復									
処分 (再利用、焼却等)	■ 処分																					

第5節 進捗管理及び見直し

- 災害廃棄物の処理の進捗管理のため、被災市町村について、定期的に災害廃棄物の搬出状況及び仮置場の管理状況等を把握する。
- 進捗状況等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直す。